

平成27年2月27日

静岡県「核燃料税」の更新

静岡県から協議のあった法定外普通税の更新について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 核燃料税の更新の理由

静岡県においては、昭和55年4月に法定外普通税として核燃料税を創設し、原子力発電所の立地に伴う安全対策、民生安定対策等の施策を推進してきたところである。

東日本大震災以降、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域が拡大されたことなどから、県が対応すべき財政需要は非常に大きなものとなっている。また、現行の課税方式は、核燃料の挿入価額に応じて納税額が変動する価額割であるため、税収が不安定な制度となっている。

こうした状況を踏まえ、課税期限を5年間延長するとともに、税率を13%から17%相当に引き上げ、従来の価額割に加えて出力割を導入するものである。

2. 核燃料税の概要

課税団体	静岡県	
税目名	核燃料税（法定外普通税）	
課税客体	1. 価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 2. 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業	
課税標準	1. 価額割：発電用原子炉に挿入した核燃料の価額 2. 出力割：発電用原子炉の熱出力	
納税義務者	発電用原子炉の設置者	
税率	1. 価額割：100分の8.5 2. 出力割：29,500円/千kW/課税期間（3ヶ月）	
徴収方法	申告納付	
収入見込額	(初年度) 価額割 0 百万円 出力割 930 百万円 計 930 百万円 ※ 出力割の第4四半期の収入は、次年度の収入となる。	(平年度) 価額割 1,243 百万円 出力割 1,240 百万円 計 2,483 百万円 ※1 価額割は発電用原子炉が稼働した場合 ※2 価額割の収入は、核燃料の挿入価額や量により変動する。
非課税事項	なし	
徴税費用見込額	年間 259千円	
課税を行う期間	5年間（平成27年4月1日～平成32年3月31日）	

担当：自治税務局企画課
今道係長（23514） 高橋（23516）
直通 03-5253-5658 FAX03-5253-5659